

青森県事務権限移譲推進計画

平成17年3月

目 次

1 はじめに	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画策定の趣旨	2
(3) 計画達成の目標年度	2
2 権限移譲の基本的な考え方	3
(1) 移譲事務の対象	3
(2) 移譲事務の選定	3
移譲事務選定の流れ	3
移譲事務選定の考え方	5
移譲事務の選定結果	6
移譲検討事務の課題検討	7
(3) 権限移譲の基本原則	8
パッケージを基本単位とした移譲	8
市町村の選択に基づく移譲	8
(4) 市町村の経営基盤の強化・拡大に向けた移譲方法	8
第1段階：規模別移譲 [対象：全市町村]	9
第2段階：ステップアップ移譲 [対象：町村・一般市]	9
(5) パッケージ一覧	10
全市町村を対象とする事務	11
一般市を対象とする事務	18
3市（青森市・弘前市・八戸市）を対象とする事務	20
3 市町村への支援措置	29
(1) 適切な事務処理確保のための基本的支援措置	29
市町村職員研修会等の開催	29
事務処理マニュアル等の作成	29
条例等の整備に係る支援	29
移譲後の連絡体制の確保	29
(2) 財源措置	29
(3) 人的支援	29

4 移譲手続きの取扱い 30

- (1)移譲の手順 30
 - 移譲事務個別説明会の開催 30
 - 希望調査 30
 - 受入意向確認 30
 - 法定協議 30
- (2)受入希望があった移譲検討事務及び移譲対象外事務の取扱い 30

5 計画の推進に向けて 31

- (1)推進体制 31
- (2)実施計画の策定 31
- (3)さらなる移譲に向けた今後の検討課題 31
 - 個別法に基づく権限移譲の検討 31
 - 移譲効果等の検証 31
- (4)年間スケジュール 32

1 はじめに

(1) 計画策定の背景

事務権限の見直し（地方自治法の改正）

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、機関委任事務制度が廃止され、地方自治体は自己決定・自己責任の原則のもとで地域の実情に即した行政を展開することが求められるなど、地方自治体の役割は大きな変化を遂げることとなった。

特に、県は、市町村を包括する広域自治体としての「広域事務」、「連絡調整事務」、「規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない事務(補完事務)」を処理するものと規定され(地方自治法第2条第5項)、また、市町村は、基礎的な地方公共団体として、県が処理するものとされているものを除き、地域における事務及びその他の事務を処理するものと規定されている(地方自治法第2条第3項)。

このような地方自治法の改正を踏まえた地方分権時代の新しい県と市町村の役割分担を考えた場合、現在県が処理することとなっている事務についても、住民に身近な事務はできるだけ住民に身近な市町村が担えるよう「基礎自治体優先の原則」に基づき、市町村の行財政規模・能力に応じた事務配分を検討していく必要がある。これを制度的に可能としたのが、改正地方自治法により創設された「条例による事務処理の特例制度」であり(地方自治法第252条の17の2)、事前に市町村長と協議を行った上で、県の条例で知事の権限に属する事務権限の一部を市町村長が処理することができることとするものである。さらに、平成16年5月の地方自治法改正により、市町村長は議会の議決を経て、知事に対して事務処理の特例を要請することができ、その場合、知事は速やかに市町村長と協議しなければならないとの規定(地方自治法第252条の17の2第3・4項)が加えられたところである。

事務事業の見直し（三位一体の改革）

現在、「国と地方」の改革の一環として進められている「三位一体改革」は、「国から地方に」の考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システムを構築するため、国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しなど事務事業及び国庫補助負担事業のあり方を抜本的に見直し、地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大するものである。

基礎自治体の再編（市町村合併の推進）

地方分権改革を一層確かなものにするためには、基礎自治体である市町村が、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、国、地方がともに厳しい財政事情や、少子高齢化の進行等を踏まえると、基礎自治体の規模・能力をさらに充実強化することが望ましく、そのための手段である市町村合併を現行合併特例法及び合併新法により推進している。

本県でも、平成17年4月1日時点で13組33市町村の合併が実現し、さらに4組11市町村が法定協議会で協議中であるなど、市町村合併が急速に進展しており、この結果、中核市

の要件を満たすこととなる青森市をはじめとして、県と市町村の役割分担の見直しが必要となっている。

全国的な権限移譲の推進

地方分権一括法施行以来、全国的に県から市町村への権限移譲が進展しており、平成16年4月の時点では、全国平均で1都道府県51.4法令(482.0単位事務)、東北6県平均で51.3法令(450.3単位事務)となっているが、本県は28法令(219単位事務)となっており、全国、東北平均からみても、かなり権限移譲が進んでいない状況にある¹。

(2) 計画策定の趣旨

このような中で、県は平成14年8月に学識経験者・市町村・県を構成員として「県と市町村の対等なパートナーシップのあり方研究会」を設置し、市町村合併進捗後の県と市町村の相対的な役割の変化を見据えた権限移譲の基本的な考え方を整理してきた。

本計画は、当研究会の考え方を踏まえて、市町村への権限移譲の推進に係る基本方針及び移譲方法等について具体的に明らかにしたものである。県としては、今後、本計画に基づいて県から市町村への権限移譲を推進していくものである。

(3) 計画達成の目標年度

平成22年度を目標に段階的に移譲を推進する。

¹ 平成16年12月、岡山県行政改革推進室調査による。全国平均は、埼玉県、鳥取県及び佐賀県を除いて算出した。また、「法令」は県条例を含む。

2 権限移譲の基本的な考え方

(1) 移譲事務の対象

事務処理特例制度により移譲の対象とする事務権限は、自治事務か法定受託事務かを問わず法令並びに県条例及び県規則に基づく県知事の権限に属する事務権限（許認可等）が対象となる。なお、県が単独で実施する補助事業や公共事業等のいわゆる事務事業は含まれない。

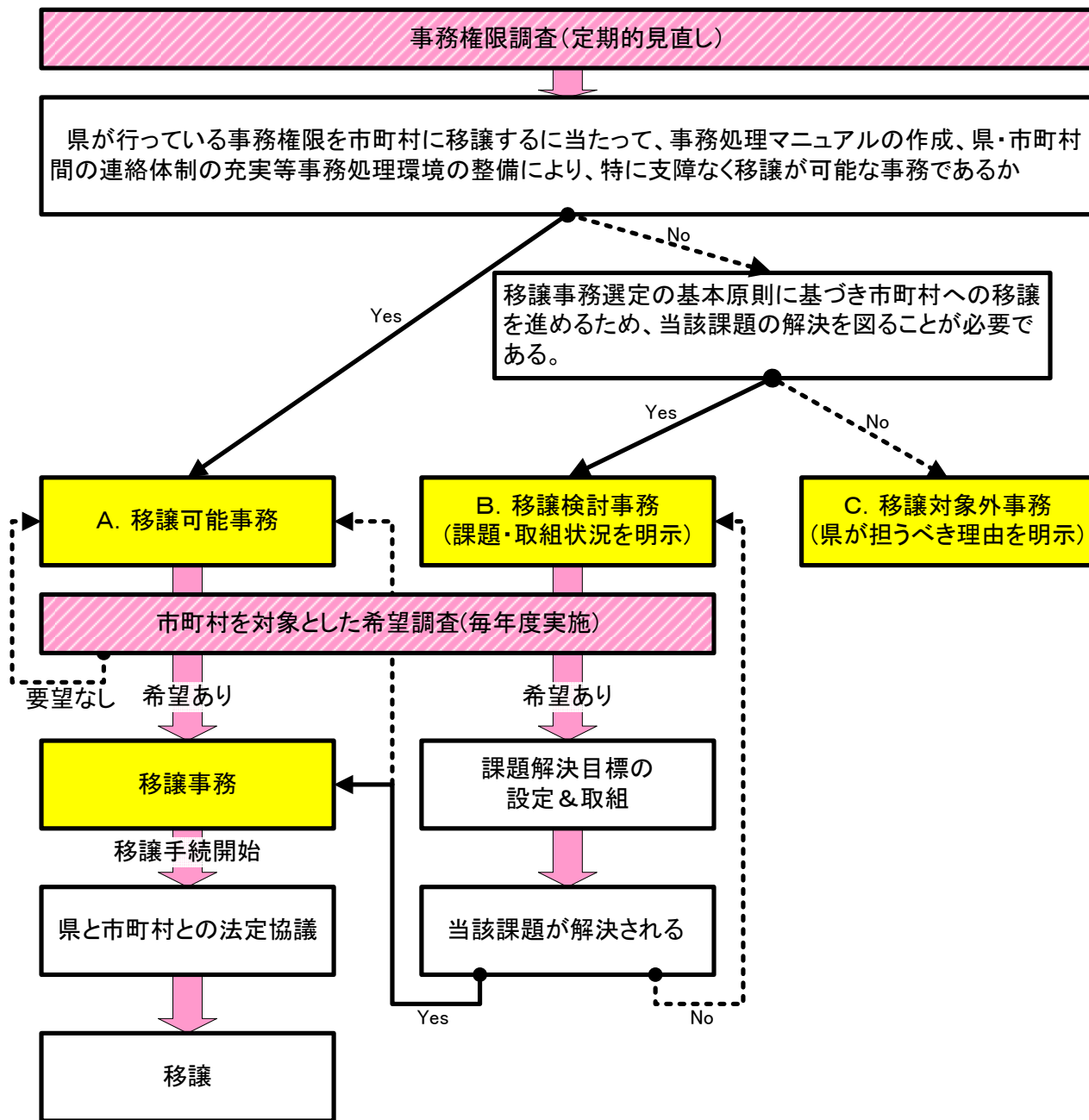
(2) 移譲事務の選定

移譲事務選定の流れ

法令等に根拠を有する知事の権限に属する事務について、県所管事務権限の棚卸しとなる「事務権限調査」を実施し、担当課とのヒアリングにより事務の移譲可能性について次の3つの区分に仕分ける。なお、事務権限調査は定期的を実施するものとする。

移譲対象事務	A．移譲可能事務	事務処理マニュアルの作成、県・市町村間の連絡体制の充実等事務処理環境の整備により、特に支障なく移譲が可能な事務
	B．移譲検討事務	市町村へ移譲を進めることが望ましい事務であるが、補助金の財源問題や必置規制等の課題などにより、現行では移譲が困難であるため、移譲のための更なる検討・取組みを要する事務
	C．移譲対象外事務	権限移譲の対象外とすべき事務

【移譲事務選定フロー図】



移譲事務選定の考え方

法令の規定に基づき県の事務とされているものについては、事務処理の特例制度の活用を図り、県と市町村の役割分担を見直し、可能な限り市町村が住民に身近な事務を処理することができるよう、以下の基本原則に基づいて事務権限の移譲可能性について検討した。

また、移譲可能性の検討に当たっては、申請の受理から審査、許認可、立入検査、取消処分といった根拠法令の各条項で規定される事務（以下、「単位事務」という。）ごとに検討し、さらに単位事務の連続性・一体性が高いものを「一連の事務権限」として整理した。

ア 市町村への移譲事務選定の基本原則

a. 住民サービスの向上につながる事務

申請手続きや相談が、身近な市町村で処理できるようになり、住民の利便性が向上する事務

b. 地域の実情に即した事務

地域の実情を踏まえた判断が求められ、他との調整を要しない当該地域で完結する事務

c. 市町村行政の充実につながる事務

自己決定・自己責任の原則に基づき、市町村が総合的・一体的に処理することが望ましい事務

d. 行政効率の向上につながる事務

県への書類送付や協議等、現場の実態把握等にかかるコストの削減や時間等の短縮などの効果が期待される事務

イ 移譲事務選定のためのメルクマール

事務権限を仕分けするに当たって、移譲対象外事務を次のメルクマールに基づいて整理し、これに該当しない事務は、原則として移譲対象事務（移譲可能事務・移譲検討事務）として整理した。

ただし、次のメルクマールは、法令等の趣旨又は県と市町村の役割分担のあり方を踏まえつつ定期的な見直しを図る必要があり、地方自治法第252条の17の2第3項に基づく市町村から県への権限移譲の要請があった場合には、個別事務ごとにあらためて移譲可能性を判断する必要がある。

a. 法令の規定又は趣旨により移譲することができない事務

〔例〕法令において移譲可能事務が限定列挙されている以外の事務 水道法第46条第2項

b. 県の組織機構の設置主体としての事務

〔例〕職員の任免、手当の支給等

c. 事業の実施主体及び施設(工作物)等の設置主体としての事務

〔例〕証明事務、手数料の減免措置

d. 市町村が対象となる事務で県の関与を必要とする事務

〔例〕起債許可、監査等（不服審査含む。）

e. 民間等への委託により実施(可能)している事務

〔例〕資格試験・免許・講習会事務

f. 個別法により市町村が直接担任することができる事務

〔例〕・保健所設置市となった場合の保健所長の事務権限
・福祉事務所設置町村となった場合の福祉事務所長の事務権限
・建築主事設置行政庁(特定行政庁)としての事務権限
・その他の個別法により市町村が直接担任することができる事務権限(計量法等)

g. 「県域」にまたがる事務

〔例〕・医療圏・流通圏等県域で行われている事務
 ・県域で対象が限定されている事務(県 連合会等)

h. 「連絡調整」が必要とされる事務

〔例〕国が行う統計等調査、国家補償給付事務

i. 「事務の性質又は規模」の観点から市町村処理になじまない事務

〔例〕・広範な災害等をもたらすおそれのある事務(伝染病の蔓延防止、環境規制基準の設定)
 ・監視又は取締が必要とされる事務(食品衛生、薬物・危険物等の取締、犯罪の取締等)

j. 事務の発生事例(見込み)がない事務

〔説明〕現状では事務の発生(見込み)がほとんど無く、当面県が処理した方が効率性があると考えられるが、今後の事務の発生状況によっては移譲を検討する余地がある事務。

移譲事務の選定結果 (H17.3 現在)

	一連の事務権限		うち移譲可能事務(A)		うち移譲検討事務(B)	
		うち単位事務		うち単位事務		うち単位事務
総務部	63	299	0	0	5	35
企画政策部	32	106	0	0	0	0
環境生活部	68	453	3	13	32	239
健康福祉部	127	810	5	12	24	118
商工労働部	80	334	9	40	13	76
文化観光部	4	32	0	0	1	13
農林水産部	125	773	12	59	9	55
県土整備部	84	784	4	59	8	96
合計 (割合)	583	3,591	33 (5.7%)	183 (5.1%)	92 (15.8%)	632 (17.6%)

移譲検討事務の課題検討

移譲事務の選定結果のうち、移譲検討事務は、市町村へ権限移譲を進める上で現行では困難な課題があると考えられる事務であり、引き続き移譲の可能性を検討する。なお、移譲事務の選定において明らかになった主な課題として次のものがある。

補助金・助成金との関連がある事務

許認可を前提又は条件として補助金等交付を行っている場合は、当該許認可事務と補助金交付権限は一体的に処理することが求められる場合がある。このような場合の補助金交付権限については、取扱いを検討する必要があり、また、国が補助する場合には国との協議が必要となる。

- 〔例〕・私立学校の設置の認可に関する事務(No.3)
・母子福祉資金の貸付に関する事務(No.260)

県が設置している審議会等に諮る必要がある事務

法令等により県に設置が義務づけられている審議会に諮る必要がある事務権限を移譲した場合に、引き続き県の審議会に諮ることの是非も含め、当該審議会に諮問する具体的な方法等について、必要に応じて国との協議を行いながら検討する必要がある。

- 〔例〕・身体障害者手帳の交付等に関する事務(No.280)
・土地区画整理事業に係る個人施行の認可等に関する事務(No.554)

許認可の対象となる事業所又はその活動が2以上の市町村の区域にまたがる事務

法令等の規定において、許認可の対象となる事業所又はその活動が中核市等の区域に限定している場合に当該中核市等が処理することとし、2以上の市町村の区域にまたがる場合については県が処理することとしている事務がある(県知事許認可 - 大臣許認可の関係においても同様)。

このような事務においても、区域のあり方として地域の実情に合わせて移譲対象市町村を拡大することの可能性、また、法令の趣旨に反しない限りにおいて事務の実態に即した一部の事務の移譲の可能性について検討する必要がある。

また、一の自治体がした許認可が他の自治体の区域においても効力を有する場合についても、許認可の対象・区域を限定する等の方法により、移譲の可能性について検討する必要がある。

- 〔例〕・社会福祉法人の定款等の認可に関する事務(社会福祉法第30条第1項第2号)
・家庭用品の適正表示に関する事務(No.96)

統一的な運用が必要な事務

平成11年7月の地方自治法改正において、都道府県の処理する事務のうち「統一的な処理を必要とする事務」の区分が廃止され、「広域性」「連絡調整」「事務の性質又は規模」の3つの観点から事務区分が再構成されている(地方自治法第2条第5項)。この趣旨を踏まえ、市町村への移譲が不適当な理由として「統一事務」を掲げるのは、最小限にとどめるべきであり、法令の趣旨及び事務処理の実態に即した移譲の可否を検討していくことが必要である。

- 〔例〕・一般廃棄物処理施設の設置等に関する事務(No.115)
・特定工場の届出等に関する事務(No.336)

(3) 権限移譲の基本原則

パッケージを基本単位とした移譲

関連性の高い事務権限を包括的に処理することができるよう、環境衛生・福祉・商工観光・まちづくりの4分野において一連の事務権限ごとに整理したパッケージを基本単位として移譲する。

ただし、選択したパッケージの中に、受入が困難な特定の一連の事務権限がある場合、又は移譲検討事務の検討課題が解決されていない場合には、移譲が可能となった段階で移譲する。

市町村の選択に基づく移譲

移譲するパッケージは、市町村の選択に基づき決定する。

(4) 市町村の経営基盤の強化・拡大に向けた移譲方法

権限移譲によって市町村の経営基盤の強化・拡大を図るためには、現在の市町村の規模・能力に応じた移譲をできるだけ円滑に実現し、分野ごとの権限の一体性・完結性を確保すべく、より一層の権限移譲を推進していくことが必要である。

そのため、本計画では移譲事務の選定において、パッケージごとに移譲対象規模として、町村・一般市・人口20万人程度以上の市(以下、青森市・弘前市・八戸市が該当することから「3市」という。)の3区分を設定し、次の方法で移譲を推進する。

【分野\対象規模別 パッケージ表】

H17.3 現在

対象規模 分野	町村	一般市	3市
環境衛生	生活環境 公害対策 生活衛生		公害対策 資源循環 廃棄物対策 生活衛生 廃棄物対策 業務衛生
福祉	家庭支援	高齢者福祉 障害者福祉	包括的福祉 医療 医療
商工観光	商工政策 産業保安	商工政策 計量検定	商工政策 観光
まちづくり	農地政策 森林保全 土地改良 農薬管理 地域生活 建築住宅政策	建築住宅政策	私学振興 市街地開発

注 印の付いたパッケージは、保健所設置市となった場合に移譲対象となる。

第1段階：規模別移譲 [対象：全市町村]

現在の市町村の規模・能力に応じて同規模のパッケージの移譲を推進する。

第2段階：ステップアップ移譲 [対象：町村・一般市]

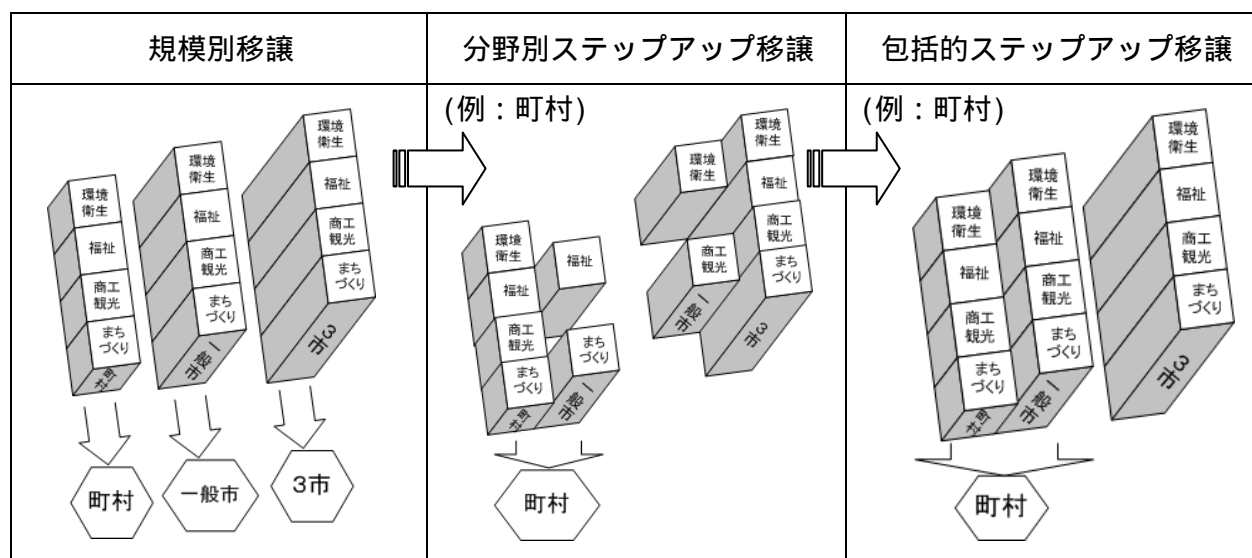
規模別移譲と並行して、現在の規模よりも大きい規模の基礎自治体の事務権限の移譲を希望する市町村に対し、県は市町村の事務処理に係る専門性の向上を図るための支援を行い、一層の事務権限の移譲を推進する。

ア．分野別ステップアップ移譲

市町村が特定分野において重点的に総合的な行政を展開することができるよう、市町村の規模にかかわらず、環境衛生・福祉・商工観光・まちづくりの4分野を選択して、その分野から可能な限りのパッケージ移譲を推進する。

イ．包括的ステップアップ移譲

現在の規模よりも一段階大きい規模の基礎自治体と同程度の行政を展開することができるよう、包括的に全分野にわたって可能な限りのパッケージ移譲を推進する。



(5)パッケージ一覧

パッケージごとの事務権限数全体表 [一連の事務権限 1 2 5、単位事務 8 1 5]

移譲対象規模		分野	パッケージ	一連の事務権限(計)		単位事務(計)		
3市 (青森市・弘前市・八戸市)	一般市	町村	環境衛生	生活環境	3	(54)	8	
				公害対策	3		13	
				生活衛生	4		13	
			福祉	家庭支援	4		21	
				商工観光	商工政策		6	32
					産業保安		7	53
		まちづくり	農地政策	11	36			
			森林保全	3	9			
			土地改良	5	46			
			農薬管理	1	2			
			地域生活	5	34			
			建築住宅政策	2	40			
	福祉	高齢者福祉	2	13				
		障害者福祉	3	12				
		商工観光	商工政策	3	15			
			計量検定	4	10			
	まちづくり	建築住宅政策	1	23				
		環境衛生	公害対策	12	(58)	110		
			資源循環	5		47		
			廃棄物対策	7		53		
			生活衛生	3		13		
			廃棄物対策	1		6		
			業務衛生	5		12		
		福祉	包括的福祉	6		21		
医療			1	13				
商工観光		医療	4	25				
		商工政策	2	6				
まちづくり		観光	1	13				
		私学振興	5	35				
	市街地開発	6	81					

印の付いたパッケージは、保健所設置市となった場合に移譲対象となる。

一覧表の項目説明

項目	説明																
一連 No.	県で実施した事務権限調査における「一連の事務権限」全体の通し番号																
検討の課題	移譲に当たっての検討課題を1～8の番号で表している。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1</td> <td>補助金・助成金と関連がある事務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>手数料等の収入を伴う事務</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>県が設置している審議会等に諮る必要のある事務</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>許認可の対象となる事業所又はその活動が2以上の市町村の区域にまたがる事務</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>統一的な運用が必要な事務</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>市町村合併の進捗によって移譲の可能性を検討するべきと考えられる事務</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>個別法により市町村への移譲が可能となる事務に関連した事務</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>その他の課題がある事務</td> </tr> </table>	1	補助金・助成金と関連がある事務	2	手数料等の収入を伴う事務	3	県が設置している審議会等に諮る必要のある事務	4	許認可の対象となる事業所又はその活動が2以上の市町村の区域にまたがる事務	5	統一的な運用が必要な事務	6	市町村合併の進捗によって移譲の可能性を検討するべきと考えられる事務	7	個別法により市町村への移譲が可能となる事務に関連した事務	8	その他の課題がある事務
1	補助金・助成金と関連がある事務																
2	手数料等の収入を伴う事務																
3	県が設置している審議会等に諮る必要のある事務																
4	許認可の対象となる事業所又はその活動が2以上の市町村の区域にまたがる事務																
5	統一的な運用が必要な事務																
6	市町村合併の進捗によって移譲の可能性を検討するべきと考えられる事務																
7	個別法により市町村への移譲が可能となる事務に関連した事務																
8	その他の課題がある事務																

①全市町村を対象とする事務

バック ージ	一連 No.	一連の事務権限名称	単位事務の種類	根拠法令名	条項	検討の 課題
生活 環境	96	家庭用品の適正表示 に関する事務	表示事項の表示・遵守事項の遵守の指示	家庭用品品質表示 法	4-1	4
			表示が適正に行われていない旨の申出の 受理		10-1	4
			申出に基づく調査及び措置		10-2	4
			報告徴収及び立入検査		19-1	4
	100	消費生活用製品安全 法に基づく特定製品 に関する事務	報告の徴収	消費生活用製品安 全法	83	4
			立入検査		84	4
特定製品の提出命令			85-1		4	
106	青少年健全育成条例 に係る指定図書類等 に関する事務	報告及び立入調査	青森県青少年健全 育成条例	28の2-1	5	
公害 対策 I	142	工場騒音に関する事 務	騒音関係施設の設置の届出	青森県公害防止条 例・工場騒音関係	48-1	
			既存の騒音関係施設の変更の届出		49	
			騒音関係施設の変更の届出		50	
			氏名の変更等の届出		52	
			地位継承の届出		53-3	
			改善命令		54-2	
	143	拡声器騒音に関する 事務	改善命令	青森県公害防止条 例・拡声器騒音	58-2	
	144	工場振動に関する事 務	振動関係施設の設置の届出	青森県公害防止条 例・振動関係	58の4-1	
			既存の騒音関係施設の届出		58の5-1	
			振動関係施設の変更の届出		58の6-1	
			氏名の変更等の届出		58の8	
			地位継承の届出		58の9-3	
改善命令			58の10-2			
生活 衛生 I	225	簡易専用水道に関す る事務	簡易専用水道の清掃等の指示	水道法	36-3	
			給水停止命令、立入検査		37,39-2~3	
	226	専用水道に関する事 務	専用水道の布設工事着手前の確認	水道法	32	8
			申請書等の受理、申請書の記載事項の変 更の届出の受理、確認等の通知		33-1,3,5	8
			給水開始前の届出の受理		34-1(13-1準)	8
			水道施設の改善命令・勧告		36-1~2	8
			給水停止命令、立入検査		37,39-2~3	8
	227	小規模水道の規制に 関する事務	布設工事の設計の確認	青森県小規模水道 規制条例	5	8
			給水開始の届出		7-1	8
			施設の改善命令		12	8
給水停止命令			13		8	
231	墓地に関する事務	立入検査	墓地、埋葬等に関す る法律	18-1		
		墓地の整備改善及び使用の制限・禁止の 命令並びに経営許可の取消		19		
家庭 支援	259	特別児童扶養手当の 支給に関する事務	特別児童扶養手当受給資格の認定	特別児童扶養手当 等の支給に関する 法律	5-1	1
			特別児童扶養手当の支給の停止		11	1
			特別児童扶養手当の支払いの一時差止め		12	1
			特別児童扶養手当増額改定の認定		16	1
			特別児童扶養手当証書の訂正		規則 20-1	1
			特別児童扶養手当証書の再交付		規則 21-1	1
			特別児童扶養手当証書の更新		規則 22-1	1
	260	母子福祉資金の貸付 に関する事務	母子福祉資金の貸付	母子及び寡婦福祉法	13	1
			母子福祉団体に対する貸付		14	1
			貸付金償還の全部又は一部の免除		15	1
母子福祉団体の母子福祉の貸付金の用途 外使用承認			令 15-1-3		1	
立入検査、運営に係る改善勧告、理事の解 職勧告			令 15-2		1	
262	母子家庭自立支援給 付金に関する事務	母子家庭常用雇用転換奨励金の給付	母子及び寡婦福祉法	31-1,令 28	1.7	
		母子家庭自立支援教育訓練給付金等の給 付		31-2,令 29	1.7	
263	寡婦福祉資金の貸付 に関する事務	寡婦福祉資金の貸付	母子及び寡婦福祉法	32-1(13-1,13 -3準)	1	
		母子福祉団体に対する貸付		32-3(14準)	1	
		貸付金償還の全部又は一部の免除		32-4(15-1準)	1	

			母子福祉団体の寡婦福祉金の用途外使用の承認		令 38(15-1-3 準)	1
			立入検査、運営に係る改善勧告、理事の解職勧告		令 38(15-2 準)	1
			寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払猶予		令 38(19-1 準)	1
商工政策 I	291	貸金業の登録等に関する事務	貸金業者の登録	貸金業の規制等に関する法律	3-1	2,4,5
			貸金業者の登録の更新		3-1,2	2,4,5
			貸金業者の変更届出書の受理、登録		8-1	4,5
			貸金業者に対する業務停止命令		36	4,5
			貸金業者の登録の取消し		37	4,5
			貸金業者の指導監督、立入検査		42-2	4,5
	293	中小企業者の経営改善に関する事務	中小企業者の経営改善のための計画の認定	過疎地域自立促進特別措置法	27	8
	300	商工会の設立等の認可等に関する事務	商工会の設立の認可	商工会法	23-1	
			商工会の会員による総会召集の承認		42-3	
			商工会の総代会招集の承認		48-5	
			商工会の総代会定款変更の認可			
			商工会に対する業務の一部の停止命令		51-1(2)	
			商工会設立認可の取消し(法令違反)		51-1(1)	
			商工会設立認可の取消し(要件欠如)		51-2	
			商工会設立認可の取消し(勧告不服従)		51-4	
			商工会の清算人の財産処分の方法の認可(総会の議決を得る場合/総会の議決をしない又はすることができない場合)		54-1,54-2	
			305		中小企業等協同組合に関する事務	中小企業等協同組合の設立の認可
	役員改選の総会召集の承認	41-5				
	組合員による臨時総会召集の承認	48				
	定款変更の認可	51-2				
	組合員による臨時総代会召集の承認	55-6				
	合併の認可	63-3				
	組合又は中央会に対する措置命令	106-1				
	組合又は中央会に対する解散命令	106-4				
	361	職業訓練に関する事務	職業訓練の認定	職業能力開発促進法	24-1	1
			職業訓練の認定の取消し		24-3	1
364	職業訓練法人の設立等に関する事務	職業訓練法人の設立の認可	職業能力開発促進法	35-1	1	
		職業訓練法人の定款又は寄附行為の変更の認可		39-1	1	
		職業訓練法人の解散の認可		40-2	1	
		社団である職業訓練法人の残余財産の帰属の認可		41-2	1	
		財団である職業訓練法人の残余財産の帰属の認可		41-3	1	
		職業訓練法人の設立認可の取消し		42	1	
		職業訓練施設の設置の承認		職業能力開発促進法施行規則	35-1	1
産業保安	343	火薬類の消費の許可に関する事務	火薬類消費の許可(煙火のみ)	火薬類取締法	25	
			火薬類消費の許可の取消し(煙火のみ)		25-3	
			立入検査等(煙火のみ)		43-1	
			緊急措置等(煙火のみ)		45	
			事故届等(煙火のみ)		46-2	
			現状変更の禁止(煙火のみ)		47	
			公安委員会等への通報(煙火のみ)		52-2	
			知事への通報(煙火のみ)		52-5	
	348	電気工事業者の登録等に関する事務	電気工事業者の登録	電気工事業者の業務の適正化に関する法律	3-1	4
			電気工事業者の更新の登録		3-3	4
			電気工事業者の登録の拒否		6	4
			登録証の再交付		12	4
			登録電気工事業者に対する危険等防止命令		27-1	4
			他県の登録電気工事業者に対する危険等防止命令		27-2	4
			登録電気工事業者の登録の取消し 登録電気工事業者に対する事業停止命令 通知電気工事業者に対する事業停止命令		28-1	4
電気工事業者への立入検査	28-2	4				
				29	4	

	350	電気用品の安全に関する事務	電気用品販売業者の業務の報告徴収	電気用品安全法	45-1	8
			電気用品販売業者の立入検査		46-1	8
			電気用品販売業者からの電気用品の提出		46の2-1	8
	352	液化石油ガスの販売事業に係る登録等に関する事務	液化石油ガス販売事業の登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	3-1	2,4
			販売施設等の技術適合基準状況の確認		3-2	4
			販売登録の拒否		4-2	4
			販売登録行政庁の変更の場合の届出		6	4
			販売所等の変更の届出		8	4
			事業継承の届出		10-3	4
			貯蔵施設の所有の特例の許可		11	4
			規格に適合しないガスの販売事業者に対する措置命令		13-2	4
			書面の再交付命令		14-2	4
			貯蔵施設、販売方法の基準適合命令		16-3	4
			供給設備の基準適合命令		16の2-2	4
			業務主任者の代理者選任、解任の届出		21-2	4
			業務主任者等の解任命令		22,19-2	4
			業務主任者等の選解任の届出			
			販売事業の登録の取消し		23,25	4
			販売事業の廃止の届出			
			販売事業の登録の取消し		26	4
			販売事業の停止命令			
	販売登録の削除	26の2	4			
	消費設備の技術基準適合命令	35の5	4			
	認定液化ガス販売事業者の認定・取消	35の6-1,35の10	4			
	認定販売業者の報告	35の7	4			
	353	保安機関の認定等に関する事務	保安機関の認定	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	29-1	2,4
			保安機関の認定の更新		32	2,4
			一般消費者等の数の増加の認可		33-1	2,4
			保安機関の保安業務方法等の改善命令		34-3	4
			保安業務規程の認可、変更の認可		35-1	4
			保安機関の保安業務規程の変更命令		35-3	4
保安機関の認定基準適合命令			35の2		4	
保安機関の認定の取消し			35の3		4	
保安機関の廃止の届出			35の4		4	
354	貯蔵施設等の設置に関する事務	貯蔵施設・特定供給施設の設置許可	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	36	2,4	
		貯蔵施設・特定供給施設の変更許可		37の2	2,4	
		貯蔵施設・特定供給施設・充てん施設の完成検査		37の3	2,4	
		貯蔵施設等の許可の取消		37の7	4	
357	特定液化石油ガス設備工事業に関する事務	特定液化石油ガス設備工事業の届出	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	38の10	4	
農地政策	395	農用地区域内の開発行為の許可等に関する事務	農用地区域内における開発行為の許可	農業振興地域の整備に関する法律	15の15-1	
			意見聴取		15の15-6	
			開発行為の中止命令、復旧命令		15の16	
	396	農用地区域以外の区域における開発行為についての勧告	勧告、公表	農業振興地域の整備に関する法律	15の17-1~2	
	397	農地等の権利移動に関する事務	農地等の権利移動の許可(県知事許可分)	農地法	3-1	
	398	別段面積の決定に関する事務	別段面積の決定	農地法	3-2⑤	
	399	農地転用に関する事務	農地転用の許可、農地等の転用のための権利移動の許可	農地法	4-1,5-1	
			意見聴取		4-3,5-3(4-3を準用)	
			農地転用の許可の取消し等		83の2	
	400	小作地等の所有制限に関する事務	所有制限の例外となる小作地の指定	農地法	7-1③④⑥	
所有制限の例外となる小作地の承認			7-1⑦			
401	農地等の賃貸借の解約等に関する事務	農地等の賃貸借の解約等の許可	農地法	20-1		
意見聴取	20-3					
403	草地利用権の設定等に関する事務	草地利用権の設定の協議に関する事務	農地法	75の2-1		
		草地利用権の設定の協議に関する調査		75の2-2		
		意見聴取		75の2-4		

		意見書の提出機会の付与		75 の 4	
		草地利用権を設定すべき旨等の裁定		75 の 5-1	
		草地利用権の存続期間の更新等の協議に関する承認		75 の 7-1	
		草地利用権の存続期間の更新等の協議に関する調査		75 の 7-2(75 の 2-2を準用)	
		意見聴取		75 の 7-2(75 の 2-4を準用)	
		意見書の提出機会の付与		75 の 7-2(75 の 4を準用)	
		存続期間を更新すべき旨等の裁定		75 の 7-2(75 の 5-1を準用)	
		草地利用権に係る土地等を買取るべき旨等の裁定		75 の 8-1~2	
		草地利用権に係る賃貸借の解除の承認		75 の 9	
	404	農地法に基づく立入調査等に関する事務	立入調査	農地法	82-1
			立入調査に伴う損失補償		82-5
			報告の徴取		83
	406	農業振興地域における交換分合計画の認可に関する事務	交換分合計画の認可	農業振興地域の整備に関する法律	13 の 2-3
	408	農用地区域内における特定利用権の設定等に関する事務	特定利用権の設定の協議に関する承認	農業振興地域の整備に関する法律	15 の 7-1
			特定利用権の設定の協議に関する調査		15 の 7-2
			意見聴取		15 の 7-4
			意見書の提出機会の付与		15 の 9-1
			特定利用権を設定すべき旨の裁定		15 の 10-1
			意見聴取		15 の 10-4
			特定利用権に係る賃貸借の解除の承認		15 の 13
森林保全	435	入会林野整備計画の認定等に関する事務	入会林野整備計画の認可	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	3
			入会林野整備計画の変更の認可		9-1
			旧慣使用林野整備計画の認可		19
	440	保安林内における制限行為の許可等に関する事務	保安林内における立木伐採の許可	森林法	34-1
			保安林内で作業道などの土地の形質を変更する行為に係る許可		34-2
			無許可や許可範囲を超えて立木の伐採や作業許可行為を行った場合の監督処分		38-1,2,3
			災害等で地形が変わり、定めた樹種等を植栽できない場合の例外認可		34 の 2 ただし書き
	441	保安施設地区内における制限行為の許可等に関する事務	保安施設地区内における立木伐採の許可	森林法	44(34-1を準用)
			保安施設地区内における立木の伐採、家畜の放牧、土地の形質の変更等の許可		44(34-2を準用)
土地改良	459	農業協同組合等による換地計画の認可等に関する事務	農業協同組合等による換地計画の認可、変更の認可	土地改良法	96(52-1,53 の 4-1 準用)
			農業協同組合等による交換分合計画の認可		100-1
			農用地の形質の変更の許可		109
	461	土地改良法に基づく土地の形質の変更等の許可に関する事務	土地の形質の変更等の許可	土地改良法	122-2
	463	土地改良区の設立等に関する事務	土地改良区設立・土地改良事業施行の認可	土地改良法	5-1
			農用地造成事業等の農用地外資格者へのあつせん及び調停		6-3
			土地改良事業計画に係る技術吏員の援助		7-5
			土地改良事業計画及び定款の適否の決定並びに通知		8-1
			土地改良事業計画適当の決定公告及び計画書の縦覧		8-6
		適当の決定に係る意義申出に対する決定		9-2	
		土地改良区成立の公告		10-3	
		土地改良区役員就退任、氏名・住所変更届出の受理及び公告		18-16,18-17	
		土地改良区仮理事の選任、土地改良区役員選挙のための総会の招集		29 の 3-1	
		土地改良区定款変更の認可及び認可公告		30-2,30-3	
		特定受益者からの賦課徴収(員外賦課)の認可		36-8	

		滞納処分の認可		39-5	4,5	
		定款変更に係る債権者の意義申出に対する決定		41-4	4,5	
		工事に係る技術吏員の援助		47-1	4,5	
		土地改良事業計画の変更、廃止の認可		48-1	4,5	
		農用地造成事業計画変更に係る農用地外資格者へのあつせん及び調停		48-8(6-3 準用)	4,5	
		土地改良事業計画変更に係る技術吏員の援助、変更計画の決定、決定公告及び計画書の縦覧、適当の決定に係る意義申出に対する決定		7-5,8-1,8-6,9-2(いずれも48-9 準用)	4,5	
		土地改良事業計画の変更、廃止の認可公告		48-11	4,5	
		応急工事計画の認可		49-1	4,5	
		管理規定の認可		57 の 2-1	4,5	
		管理規定の変更、廃止の認可		57 の 2-1	4,5	
		管理規定の認可の公告		57 の 2-4	4,5	
		農業集落排水施設整備事業の計画の認可		57 の 4-1	4,5	
		農業集落排水施設整備事業の計画変更の認可		57 の 8(57-4 準用)	4,5	
		土地改良区解散の認可		67-2	4,5	
		土地改良区解散の公告		67-3	4,5	
		土地改良区合併の認可		72-2	4,5	
		土地改良区合併の公告		72-3	4,5	
		土地改良区清算人就退任、氏名・住所変更の受理		68-2(18-16,18-17 準用)	4,5	
		土地改良区清算人就退任、氏名・住所変更届の公告		68-2(18-16 準用),68-2(18-17 準用)	4,5	
		裁判所の監督上の調査受託、意見陳述		76(非訴事件手続法 135 の 25-2~3 準用)	4,5	
		土地改良区からの報告徴収		13-1	4,5	
		措置命令		135-1	4,5	
		措置命令違反の場合の土地改良区役員の改選命令		134-2	4,5	
		役員改選命令違反の場合の土地改良区役員の解任		134-3	4,5	
		土地改良区の解散命令		135-1	4,5	
		土地改良区の議決、選挙、当選の取消		136-1	4,5	
	465	農協等が行う土地改良事業に関する事務	農業協同組合等が行う土地改良事業の認可、変更・廃止の認可	土地改良法	95-1	4,5
			農業協同組合等が行う土地改良事業計画に係る技術吏員の援助、計画の適否の決定、通知、適当の決定公告、計画書縦覧、意義申出に対する決定		95-3(7-5,8-1,8-6,9-2 準用)	4,5
			農業協同組合等が行う土地改良事業の計画変更に係る技術吏員の援助、計画変更の適否の決定、通知、適当の決定公告、計画書縦覧、異議申出に対する決定		95 の 2-3 (7-5,8-1,8-6,9-2 準用)	4,5
			農業協同組合等が行う工事に係る技術吏員の援助、管理規定の認可、管理規定変更等の認可、公告		96(47-1,57 の 2-1,57 の 2-2~3 準用)	4,5
	468	土地改良事業工事完了に係る事務	土地改良事業工事完了届の受理、工事完了公告	土地改良法	113 の 2-1~2	4,5
管理	農業	農薬販売者等に関する事務	農薬販売者の届出	農薬取締法	8	5
			農薬販売の制限・禁止		14	5
地域生活	160	県立自然公園事業等に関する事務	公園管理団体の指定	青森県立自然公園条例	23-1	6
			公園管理団体の名称等の変更届出		23-3	6
	497	公有水面埋立の免許等に関する事務(漁港漁場整備)	公有水面埋立の免許	公有水面埋立法	2-1	
			代替施設の設置、補償命令等		10	
			埋立免許料の徴収		12-1	
公有水面埋立出願事項の変更の許可			13 の 2-1			
		他人の土地に対する立入又は一時使用の許可		14-1		

		他人の土地に対する立入又は一時使用の許可		14-4		
		埋立権の譲渡の許可		16-1		
		竣功認可		22-1		
		竣功認可前の埋立地使用の許可		23-1		
		埋立地に関する権利の設定、移転等処分の許可		27-1		
		埋立地の用途と異なる権利の許可		29-1		
		災害防止に関する義務の付加		30		
		工事施行区域内の工作物除却命令		31		
		埋立免許の取消、工作物の除去		32-1		
		土地収用等による損害補償の命令		32-2		
		違法行為更正、損害予防施設命令		33		
		失効した免許の効力復活処分		34-1		
		原状回復義務の免除		35-1		
		無免許の埋立地に対する現状復活の義務の免除		36		
		無免許埋立者への現状回復命令等		36		
		免許告示後の施設について損害補償又は損害防止施設の請求可能な公有水面利用施設の設置許可		令 8		
	546	指定排水設備工事業者等に関する事務	青森県公共下水道条例施行規則	8		
		指定排水設備工事業者の指定の取消し		9-1		
		指定排水設備工事業者の指定の取消し		9-2		
		排水設備責任技術者の認定		10-1		
		排水設備配管技術者の認定		11-1		
		排水設備責任技術者等の認定の取消し		12		
	521	県道の改築、維持、修繕、管理に関する事務	道路法	15	6.8	
	529	急傾斜地の崩壊防止に関する事務	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	7-1	4.6	
		急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為の許可		8-1	4.6	
		制限行為の許可の取消し等		10-1	4.6	
		急傾斜地崩壊防止工事施行命令		10-2	4.6	
		急傾斜地崩壊防止工事施行命令				
建築住宅政策 I	574	都市計画区域等における開発行為の許可等に関する事務	都市計画法	29-1	3	
		都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為の許可(開発審査会への付議に関することを含む。)		29-2		
		都市計画区域及び準都市計画区域内における開発行為の許可		35の2-1		
		開発行為の変更の許可		35の2-3		
		開発許可の変更の届出		36-1		
		工事完了の検査		36-2,3		
		開発行為に関する工事完了の検査済証の交付		37-1		
		工事完了公告前における開発区域内の建築承認		38		
		開発行為の廃止		41-1		
		建築物の建ぺい率等の指定		41-2		
		建築制限区域における建築許可		42-1		
		工事完了公告後における開発区域内の建築許可		43-1	3	
		市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地における建築許可		45		
		開発許可に基づく地位の承継の承認		46		
		開発登録簿の保管		47-1,2,3,4		
		開発登録簿への登録・修正		47-5		
		開発登録簿の写しの交付		80-1		
		報告、勧告、援助		81	3	
		監督処分		82		
		立入検査				
		581	高齢者円滑入居賃貸住宅の登録に関する事務	高齢者の居住の安定確保に関する法律	4	
			高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の拒否		7-1	
			高齢者円滑入居賃貸住宅の登録拒否の通知		7-2	
			高齢者円滑入居賃貸住宅の変更の登録		8-1	

		高齢者円滑入居賃貸住宅登録拒否及び拒否の通知	8-2	
		高齢者円滑入居賃貸住宅の登録簿の閲覧	9	
		高齢者円滑入居賃貸住宅の賃貸人に対する助言又は指導	12	
		高齢者円滑入居賃貸住宅の登録事項の訂正等に係る申請の指示	13	
		高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の取消	14-1	
		高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の取消	14-2	
		高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の削除	15	
		高齢者円滑入居賃貸住宅の指定登録機関の指定	17-1	
		高齢者円滑入居賃貸住宅の指定登録機関の指定の公示等	20	
		高齢者円滑入居賃貸住宅の指定登録機関の登録事務規定の認可、変更命令	22	
		高齢者円滑入居賃貸住宅の指定登録機関への監督命令	24	
		高齢者円滑入居賃貸住宅の指定登録機関の報告、検査等	25	
		高齢者円滑入居賃貸住宅の登録事務の休廃止の許可	26	
		高齢者円滑入居賃貸住宅の指定登録機関の指定の取消又は登録事務の停止命令	27	
		高齢者円滑入居賃貸住宅の指定登録機関の指定の取消等の公示	27-3	
		都道府県知事による高齢者円滑入居賃貸住宅の登録事務の実施	28	
		都道府県知事による高齢者円滑入居賃貸住宅の登録事務の実施等の公示	28-2	

②一般市を対象とする事務

パッケージ	一連No.	一連の事務権限名称	単位事務の種類	根拠法令名	条項	検討の課題
高齢者福祉	244	有料老人ホーム設置に関する事務	有料老人ホーム設置の届出、事業の休止、廃止に係る届出	老人福祉法	29-1～2	4,8
			報告の徴収、設備運営等に係る調査		29-3	4,8
			有料老人ホーム設置者に対する改善措置命令		29-4	4,8
	248	居宅介護サービス事業者等に関する事務	居宅サービス等に関する提供の記録、帳簿書類等の提示命令、質問	介護保険法	24-1	4
			居宅サービス等の内容に関する報告の徴収、質問		24-2	4
			居宅サービス事業者の指定		41-1	4
			居宅サービス事業者の届出事項の変更届		75	4
			居宅サービス事業者に対する報告の徴収、立入検査等		76-1	4
			居宅サービス事業者の指定取消		77-1	4
			居宅介護支援事業者の指定		46-1	4
			指定居宅介護支援事業者の届出事項の変更届		82	4
			指定居宅介護支援事業者に対する報告の徴収、検査等		83-1	4
			指定居宅介護支援事業者の指定取消		84-1	4
			障害者福祉		281	身体障害者の指定居宅支援事業者の指定等に関する事務
指定居宅支援事業者の届出事項の変更届	17の20	4				
指定居宅支援事業者からの報告の徴収、出頭命令、質問、検査	17の21-1	4				
指定居宅支援事業者の指定の取消	17の22	4				
282	知的障害者居宅支援事業者等の指定等に関する事務	指定居宅支援事業者の指定		知的障害者福祉法	15の5-1	4
		指定居宅支援事業者の届出事項の変更届			15の20	4
		指定居宅支援事業者からの報告の徴収、出頭命令、質問、検査			15の21-1	4
		指定居宅支援事業者の指定の取消			15の22	4
283	児童居宅生活支援事業者の指定等に関する事務	指定居宅支援事業者の指定		児童福祉法	21の10-1	4
		指定居宅支援事業者の届出事項の変更届			21の20	4
		指定居宅支援事業者からの報告の徴収、出頭命令、質問、検査			21の21-1	4
		指定居宅支援事業者の指定の取消			21の22	4
商工政策Ⅱ	298	特定商工業者に関する事務	特定商工業者の基準税額の決定の許可	商工会議所法	7-2(1)	
			特定商工業者の資本金額の決定の許可		7-2(2)	
			法廷台帳の作成期間の延長		10-2	
			特定商工業者に対する負担金の賦課の許可		12-1	
	299	商工会議所に関する事務	定款変更の認可	商工会議所法	46-2	
			商工会議所に対する業務の一部の停止命令		59-1	
	336	特定工場の届出等に関する事務	特定工場の新設の届出受理	工場立地法	6-1	5,8
			政令の改廃により新たに本法の適用となる特定工場の届出受理		7-1	5,8
			特定工場に係る事項の変更の届出受理		8-1	5,8
			特定工場の設置の場所及び周辺環境への影響に関し、必要な事項についての勧告		9-1,9-2	5,8
			法第9条第2項の規定する勧告に係る事項の変更を命じること		10-1	5,8
			実施制限に係る期間を短縮すること		11-2	5,8
			氏名等の変更の届出受理		12	5,8
			地位の承継の届出受理		13-3	5,8
			法施行の際、特定工場の新設をしている者及び特定工場を設置している者からの特定工場に係る変更の届出受理		工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律	附則3-1

計量検定	308	商品量目立入検査に関する事務	勧告に係る措置をとるべきことの命令	計量法	15-3	
			立入検査		148-1	
			特定物象量の表記の抹消		150-1	
	309	特定計量器の検定及び装置検査に関する事務	特定計量器の検定 車両等装置用計量器の装置検査	計量法	16-1(2)イ 16-3	
314	基準器検査に関する事務	基準器検査	計量法	102-1		
319	計量器立入検査に関する事務	立入検査	計量法	148-1		
		検定証印等の除去		151-1		
		装置検査証印の除去		153-1		
		立入検査によらない検定証印等の抹消		154		
政策Ⅱ 建築住宅	560	県営住宅の管理に関する事務	公営住宅に係る用途変更、模様替及び増築、同居並びに同居承継の承認	公営住宅法	27-3 ただし書 27-4 ただし書 27-5,6	4
			公営住宅監理員の設置		33-1	4
			入居者等への収入状況の報告の請求並びに官公署への書類の閲覧及び内容の記録の請求		34	4
			入居の承認		青森県県営住宅条例	5
			入居補欠者の決定	7-1		4
			入居手続きに係る指定及び入居手続きの一部免除の承認並びに入居可能日の通知及び入居手続き未了による入居承認の取消し	8		4
			入居期限延長の承認及び入居期限の指定、入居届の受理並びに入居の承認の取消し	8の2-2,3,4		4
			所得に関する事項の申告の受理、収入の認定及び通知、収入認定に不服がある場合の意見の聴取及び収入の更正	10-1,2,3		4
			収入超過者の認定及び通知、高額所得者の認定及び通知並びにこれらの認定に不服がある場合の意見の聴取及び認定の取消し	10の2-1,2,3		4
			家賃の徴収並びに無断退去者の明渡し日の認定及び家賃の徴収	11-1,3		4
			家賃の減免及び徴収猶予	13		4
			敷金の徴収、還付(損害賠償金がある場合を除く。)、減免及び徴収猶予	14-1,2,4		4
			入居者が行わなければならない修繕又は費用負担の選択	15-2		4
			入居者に負担させることが適当でない場合の費用の一部負担	16-2		4
			返還届の受理、退去検査及び入居者に対する指示	17		4
			駐車場の利用の承認	29	4	
			駐車場の利用料の徴収及び減免	30-1,2	4	
			駐車場の利用の承認の取消し	31	4	
			保証人変更承認申請書及び保証人住所等変更届の受理	青森県県営住宅規則	5	4
			保証人の住民票の写し及び所得証明書の徴収		6	4
不在届の受理	10	4				
駐車場利用変更届の受理	33	4				
返還届の受理	34	4				

③3市(青森市・弘前市・八戸市)を対象とする事務

パッケージ	一連No.	一連の事務権限名称	単位事務の種類	根拠法令名	条項	検討の課題
公害対策Ⅱ	130	水質汚濁防止法に基づく特定施設の監督等に関する事務	特定施設の設置の届出	水質汚濁防止法	5	5
			経過措置		6	5
			特定施設の構造等の変更の届出		7	5
			特定施設の計画変更命令等		8	5
			氏名の変更等の届出		10	5
			承継		11	5
			特定施設の使用停止、改善命令等		13-1	5
			特定施設の使用停止、改善命令等		13の2-1	5
			事故時の応急措置命令		14の2-3	5
			地下水の水質浄化に係る措置命令等		14の3	5
			常時監視及び報告		15	5
			常時監視の公表		17	5
			緊急時の措置命令		18	5
			報告及び検査		22	5
	水質の汚濁の防止に関する意見	24	5			
	132	青森県公害防止条例に基づく特定施設の監督等に関する事務	汚水関係施設の設置の届出	青森県公害防止条例・水質汚濁関係	34	5
			汚水関係施設の構造等の変更の届出		35	5
			計画変更命令		36	5
			汚水関係施設の設置等の短縮		37-2	5
			氏名の変更等の届出		38	5
			地位継承の届出		39-3	5
			改善命令等		41	5
			緊急時の措置命令		43	5
			地下浸透に係る改善命令		45-1	5
			地下浸透に係る改善命令		45-2	5
	133	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の監督、汚染状況調査等に関する事務	特定施設の設置の届出	ダイオキシン類対策特別措置法	12-1	5
			特定施設の経過措置に係る届出		13-1, 2	5
			特定施設の構造等の変更の届出		14-1	5
			計画変更命令等		15	5
			改善命令		16	5
			氏名の変更等の届出		18	5
			地位の継承の届出		19-3	5
			改善命令等		22-1, 3	5
			事故時の通報の受理及び措置命令		23-3	5
			汚染状況の常時監視		26-1	5
	ダイオキシン類の調査測定	27-1	5			
	137	ばい煙発生施設に関する事務	ばい煙発生施設の計画の変更命令	大気汚染防止法	9, 9の2	5
			改善命令等		14-1, 3	5
			事故時の通報の受理及び措置命令		17-2, 3	5
	138	大気汚染防止に関する事務	ばい煙発生施設の設置の届出	大気汚染防止法	6-1	5
			ばい煙発生施設の経過措置に係る届出		7-1	5
			ばい煙発生施設の構造等の変更の届出		8-1	5
			ばい煙発生施設の設置届出及び使用届出の期間短縮		10-2	5
			氏名の変更等の届出		11	5
			地位継承の届出		12-3	5
			季節による燃料の使用に関する措置		15-1, 2	5
			指定地域における燃料の使用に関する措置		15の2-1,2	5
			自動車排出ガスの濃度の測定		20	5
			測定に基づく要請等		21-1, 3	5
			常時監視		22-1, 2	1,5
			緊急時の措置		23-1, 2	5
			公表		24	5
			ばい煙関係施設の設置の届出		19-1	5
			ばい煙関係施設の構造等の変更の届出		20-1	5
			計画変更命令		21	5
	氏名の変更等の届出	23	5			
	地位継承の届出	24-3	5			
	改善命令等	26	5			

139	粉じん発生施設に関する事務	一般粉じん発生施設の設置の届出	大気汚染防止法	18-1	5			
		一般粉じん発生施設の構造等の変更の届出		18-3	5			
		一般粉じん発生施設の経過措置に係る届出		18の2-1	5			
		一般粉じん発生施設の基準適合命令等		18の4	5			
		特定粉じん発生施設の設置の届出		18の6-1	5			
		特定粉じん発生施設の構造等の変更の届出		18の6-3	5			
		特定粉じん発生施設の経過措置に係る届出		18の7	5			
		特定粉じん発生施設の計画変更等		18の8	5			
		特定粉じん発生施設の改善命令等		18の11	5			
		特定粉じん発生施設の設置届出及び使用届出の期間短縮(第10条2項の準用)		18の13-1	5			
		特定粉じん発生施設の氏名変更等及び地位の承継の届出(第11条及び第12条の準用)		18の13-2	5			
		特定粉じん排出等作業の実施の届出		18の15-1, 2	5			
		特定粉じん排出等作業の計画変更命令		18の16	5			
		特定粉じん排出等作業の基準適合命令		18の18	5			
		140		ばい煙発生施設及び粉じん発生施設に関する事務	報告の徴収及び立入検査	大気汚染防止法	26-1	5
資料の提出の要求等	28-2		5					
141	公害防止統括者等の設置等に関する事務(騒音及び振動発生施設のみが設置されている工場を除く。)		公害防止統括者等の解任命令		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律		10	5
			公害防止統括者の選任・解任の届出				3-3	5
		公害防止管理者の選任・解任の届出	4-3	5				
公害防止主任管理者の選任・解任の届出	5-3	5						
代理者の選任・解任の届出	6-2	5						
特定事業者の地位の承継の届出	6の2-2	5						
公害防止統括者等の職務の実施状況の報告及び検査	11	5						
145	騒音規制に関する事務	地域の指定	騒音規制法	3-1~3	5			
		規制基準の設定		4-1, 3	5			
		常時監視		18-1, 2	1.5			
		公表		19	5			
		関係行政機関の協力		22	5			
146	振動規制に関する事務	地域の指定	振動規制法	3-1, 2, 3	5			
		規制基準の設定		4-1, 3	5			
		関係行政機関の協力		20	5			
147	悪臭規制に関する事務	規制地域の指定	悪臭防止法	3, 5-1, 2, 6	5			
		規制基準の設定		4-1, 2, 5-1, 2, 6	5			
		関係行政機関等の協力		21-1	5			
		公示		規則7	5			
150	土壌汚染対策に関する事務	土壌汚染調査猶予の確認	土壌汚染対策法	3-1	5			
		特定有害物質使用特定施設の廃止の通知(設置者以外の土地所有者に)		3-2	5			
		報告命令等		3-3	5			
		土地所有者等への調査命令		4-1	5			
		調査・公告(知事自ら調査する旨)		4-2	5			
		公示(指定区域の指定等)		5-1, 4	5			
		指定区域台帳の調整・保管		6-1	5			
		措置命令		7-1, 2	5			
		土地の形質の変更の届出及び計画変更命令		9-1, 2, 3, 4	5			
		報告及び検査		29-1	5			
		協議		30	5			
		資料の提出の要求等		31-2	5			
土壌汚染調査猶予の確認の取り消し	規則12-5	5						

資源循環	110	第一種フロン類回収業者の登録等に関する事務	第一種フロン類回収業者の登録	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	9-1	2,4
			第一種フロン類回収業者の登録の拒否		11-1	4
			第一種フロン類回収業者の登録の更新		12-2	2,4
			第一種フロン類回収業者の登録の変更		13-1	4
			第一種フロン類回収業者登録簿の閲覧		14-1	4
			第一種フロン類回収業者の登録の抹消		16	4
			第一種フロン類回収業者の登録の取り消し		17-1	4
			第一種フロン類回収業者に対する指導及び助言		23	4
			第一種フロン類回収業者に対する勧告及び命令		24	4
			第一種フロン類回収業者に対する報告徴収		70	5
			第一種フロン類回収業者に対する立入検査		71	6
			111		使用済み自動車の引取業者の登録等に関する事務	引取業者に対する指導勧告
引取業者に対する勧告命令	20	4				
引取業者の登録及び登録の更新	42	2,4				
引取業者の登録の拒否	45-1	4				
引取業者の登録の変更	46-2	4				
引取業者登録簿の閲覧	47	4				
引取業者の登録の抹消	49	4				
引取業者の登録の取消し、事業の停止命令	51-1	4				
引取業者の移動報告に対する勧告命令	90	4				
引取業者又は情報管理センターに対する報告徴収	130	4				
引取業者の事務所等に対する立入検査	131	4				
112	フロン類回収業者の登録等に関する事務	フロン類回収業者に対する指導助言		使用済み自動車の再資源化等に関する法律		19
		フロン類回収業者に対する勧告命令	20		4	
		フロン類回収業者の登録及び登録の更新	53		2,4	
		フロン類回収業者の登録の拒否	56-1		4	
		フロン類回収業者の登録の変更	57-2		4	
		フロン類回収業者の登録の取消し、事業の停止命令	58-1		4	
		フロン類回収業者の登録の抹消	59(49 準用)		4	
		フロン類回収業者登録簿の閲覧	59(47 準用)		4	
		フロン類回収業者の移動報告に対する勧告命令	90		4	
		フロン類回収業者又は情報管理センターに対する報告徴収	130		4	
		フロン類回収業者の事務所等に対する立入検査	131		4	
		113	使用済み自動車等の解体業の許可等に関する事務		解体業者に対する指導勧告	使用済み自動車の再資源化等に関する法律
解体業者に対する勧告命令	20			4		
解体業の許可及び許可の更新	60			2,4		
解体業の許可の取消し、事業の停止命令	66			4		
解体業者の移動報告に対する勧告命令	90			4		
解体業者又は情報管理センターに対する報告徴収	130			4		
解体業者の事務所等に対する立入検査	131			4		
114	解体自動車の破砕業の許可等に関する事務	破砕業者に対する指導勧告	使用済み自動車の再資源化等に関する法律	19	4	
		破砕業者に対する勧告命令		20	4	
		破砕業の許可及び許可の更新、変更の許可		67、70	2,4	
		破砕業の許可の取消し、事業の停止命令		72	4	
		破砕業者の移動報告に対する勧告命令		90	4	
		破砕業者又は情報管理センターに対する報告徴収		130	4	
		破砕業者の事務所等に対する立入検査		131	4	
115	一般廃棄物処理施設の設置等に関する事務	一般廃棄物処理施設設置許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	8-1	2,5	
		一般廃棄物処理施設使用前の検査		8の2-5	5	
		一般廃棄物処理施設変更許可		9-1	5	
		許可を要しない一般廃棄物処理施設の軽微な変更届		9-1	5	
		一般廃棄物処理施設変更に係る使用前の検査		9-2	5	
		一般廃棄物の最終処分場に係る埋入処分の終了の届出		9-4	5	
		9-4		5		
廃棄物対策 I	115	一般廃棄物処理施設の設置等に関する事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	8-1	2,5	
				8の2-5	5	
				9-1	5	
				9-1	5	
				9-2	5	
				9-4	5	
				9-4	5	

		一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請		9-5	5	
		一般廃棄物処理施設の許可取消し		9の2の2	5	
		一般廃棄物処理施設の改善命令		9の2-1	5	
		一般廃棄物処理施設の使用停止命令		9の2-1	5	
		一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可		9の5-1	2,5	
		一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた法人の合併及び分割の認可		9の6-1	2,5	
		一般廃棄物処理施設の相続の届出		9の7-1	5	
116	産業廃棄物処理施設の設置等に関する事務	産業廃棄物処理施設設置許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	15-1	2,5	
		産業廃棄物処理施設変更許可		15の2の5-1	2,5	
		産業廃棄物処理施設の許可取消		15の3	5	
		産業廃棄物処理施設の改善命令		15の2の6	5	
		産業廃棄物処理施設の使用停止命令		15の2の6	5	
		産業廃棄物処理施設使用前検査		15の2-5	5	
		産業廃棄物処理施設変更に係る使用前検査		15の2の5-2	5	
		産業廃棄物処理施設の譲り受け、借り受けの許可		15の4	2,5	
		産業廃棄物処理施設の合併、分割の認可		15の4	2,5	
		許可を要しない産業廃棄物処理施設の軽微な変更届		15の2の5-1	5	
		産業廃棄物処理施設の相続の届出		15の4	5	
		産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出		15の2の5-3	5	
		産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請		15の2の5-3	5	
		最終処分場の台帳閲覧申請		19の10-3	5	
117	産業廃棄物処理業の許可等に関する事務	産業廃棄物収集運搬業の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	14-1	2,4,5	
		産業廃棄物収集運搬業の更新許可		14-2	2,4,5	
		産業廃棄物収集運搬業の変更許可		14の2-1	2,4,5	
		産業廃棄物処分業の許可		14-6	2,4,5	
		産業廃棄物処分業の更新許可		14-7	2,4,5	
		産業廃棄物処分業の変更許可		14の2-1	2,4,5	
		産業廃棄物収集運搬業の許可取消		14の3の2	4,5	
		産業廃棄物収集運搬業の業務停止命令		14の3	4,5	
		産業廃棄物処分業の許可取消		14の3の2	4,5	
		産業廃棄物処分業の業務停止命令		14の3	4,5	
118	特別管理産業廃棄物処理業の許可等に関する事務	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	14の4-1	2,4,5
		特別管理産業廃棄物収集運搬業の更新許可			14の4-2	2,4,5
		特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可	14の5-1		2,4,5	
		特別管理産業廃棄物処分業の許可	14の4-6		2,4,5	
		特別管理産業廃棄物処分業の更新許可	14の4-7		2,4,5	
		特別管理産業廃棄物処分業の変更許可	14の5-1		2,4,5	
		特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可取消	14の6		4,5	
		特別管理産業廃棄物収集運搬業の業務停止命令	14の6		4,5	
		特別管理産業廃棄物処分業の許可取消	14の6		4,5	
		特別管理産業廃棄物処分業の業務停止命令	14の6		4,5	
120	産業廃棄物処理業者等に対する行政命令等	産業廃棄物処理業者等への改善命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	19の3	5,7	
		支障の除去等のための措置命令		19の5-1、 19の6-1	5,7	
		産業廃棄物管理票に係る必要な措置を講ずべき旨の勧告		12の6	5,7	
122	再生利用業者の指定に関する事務	産業廃棄物収集運搬に係る再生利用業者の指定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則	9(2)	4,5	
		産業廃棄物処分に係る再生利用業者の指定		10の3(2)	4,5	
123	特定産業廃棄物に係る実施計画の策定に関する事務	特定産業廃棄物に係る実施計画の策定	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法	4	8	

生活衛生Ⅱ	126	浄化槽の使用に関する事務	浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃についての助言、指導又は勧告	浄化槽法	12-1	5
			浄化槽の使用停止命令 浄化槽の保守点検又は清掃の改善措置命令		12-2	5
	128	浄化槽保守点検業の登録等に関する事務	浄化槽保守点検業の登録	青森県浄化槽保守点検業者登録条例(浄化槽法)	3-1(48-1)	2,4,5
			浄化槽保守点検業の更新		3-3	2,4,5
			変更の届出		7-1	5
			廃棄等の届出		8	5
			登録の取消し、事業停止命令		15-1	5
			浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧禁止		施行規則 5-5	5
	浄化槽の保守点検業者に対する報告及び検査	16-1	5			
	129	浄化槽の設置等に関する事務	浄化槽の設置等の届出、勧告及び変更命令	浄化槽法	5-1	5
浄化槽の使用開始報告			10の2-1		5	
浄化槽の技術管理者変更報告			10の2-2		5	
浄化槽管理者変更報告			10の2-3		5	
廃棄物対策Ⅱ	124	PCBの適正な処理の推進に関する事務	PCB廃棄物保管事業者等に対する届出	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	8	8
			PCB廃棄物保管状況等の公表		9	8
			PCB廃棄物保管事業者に対する指導及び助言		14	8
			PCB廃棄物保管事業者に対する改善命令		16	8
			PCB廃棄物保管事業者等に対する報告の徴収		17	8
			PCB廃棄物保管事業者等に対する立入検査等		18	8
業務衛生	188	柔道整復師法に基づく施術所の監督等に関する事務	施術所の開設の届出の受理	柔道整復師法	19-1	7
			施術所の休止・廃止の届出の受理		19-2	7
			臨検検査・報告の要求		21	7
			施術所の使用禁止、改善命令等		22	7
	219	動物の愛護及び管理に関する事務	犬による加害等の届出	青森県動物の愛護及び管理に関する条例	20	7
			捕獲抑留、立入、薬殺		21,22	7
			動物の健康及び安全を保持するための勧告		24-1	7
			特定動物を除く動物飼養者に対して動物に口輪をかけさせる等の命令		24-5	7
	報告等の徴収、立入検査、職務質問	25	7			
	229	美容業務の適正化に関する事務	美容所について講ずべき措置の特例の認定	青森県美容師法施行条例	4-2	7
230	理容業務の適正化に関する事務	理容所について講ずべき措置の特例の認定	青森県理容師法施行条例	4-2	7	
234	興行場の経営許可等に関する事務	許可届出事項の変更等の届出	青森県興行場条例	8	7	
包括的福祉	170	民生委員に関する事務	民生委員の定数の決定	民生委員法	4	
			民生委員の推薦		5-2	
			民生委員の再推薦命令		7-1	
			民生委員の解嘱に係る大臣への具申		11-1	
			民生委員に対する指揮監督		17-1	
			民生委員協議会の区域の決定		20-1	
	278	身体障害者相談員の委託に関する事務	身体障害者相談員の委託	身体障害者福祉法	12の3	
	280	身体障害者手帳の交付等に関する事務	指定医師の指定、指定の取消	身体障害者福祉法	15-1,令3-1,令3-3	3
			身体障害者手帳の交付		15-4,令4,令8	3
			身体障害者手帳の返還命令		16-2	7
身体障害者手帳の再交付			令10		3	
284	身体障害者の更生医療等に関する事務	指定医療機関の指定	身体障害者福祉法	19の2-1	3	
		指定医療機関の指定の取消し		19の2-4	3	
		医療費の審査及び診療報酬額の決定		19の5-1	7	
		指定医療機関に対する市町村の診療報酬の差止め		19の6-2	7	
指定医療機関の医療の種類の変更の承認	令22	7				
289	知的障害者相談員の委託に関する事務	知的障害者相談員の委託	知的障害者福祉法	15の2-1		

	274	福祉のまちづくりに伴う特定施設の新築等に関する事務	特定施設の新築等の届出及び変更届出の受理	青森県福祉のまちづくり条例	14	7
			特定施設の新築等の届出及び変更届出に係る審査		15	7
			特定施設の新築等に係る無届出者に対する勧告		16	7
			特定施設の新築等に係る無届出者の公表		20	7
医療Ⅰ	184	医療法人の設立等に関する事務	医療法人の設立の認可	医療法	44-1	3,5
			医療法人の理事の数の特例の認可		46の2	3,5
			医師又は歯科医師でない者を医療法人の理事長に選出する認可		46の3	3,5
			病院等の管理者が医療法人の理事に就任することの免除の認可		47-1	3,5
			医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可		50-1	3,5
			医療法人解散の認可		55-3	3,5
			医療法人の残余財産の処分又は帰属の認可		56-3	3,5
			医療法人の合併の認可		56-4	3,5
			医療法人に対する業務等の報告命令		63-1	3,5
			医療法人に対する必要な措置の命令		64-1	3,5
			医療法人に対する業務停止命令又は役員解任勧告		64-2	3,5
			特別医療法人に対する収益業務停止命令		64の2	3,5
			医療法人に対する設立認可の取消		65	3,5
			医療Ⅱ		183	病院等の開設等に関する事務
病院の医師の宿直の免除の許可	16	7				
地域医療支援病院の承認の取り消し	29-3	7				
257	身体障害児童等に対する療育の指導、医療の給付等に関する事務	身体障害児童に対する育成医療の給付又は育成医療に要する費用の給付		児童福祉法	20-1	1
		指定育成医療機関の診療内容及び診療報酬の請求に係る審査、診療報酬額の決定			21の3-1	1
		指定育成医療機関に対する報告の徴収、検査			21の4-1	1
		指定育成医療機関に対する診療報酬の支払いの一時差し止め等			21の4-2	1
		医療の給付			21の9-1	1
		指定療育機関の指定、指定の取消			21の9-4,21の9-7	1
		育成医療給付費用、療育給付費用等の徴収			56-2,56-4,56-7	1
		育成医療変更等の決定			4	1
		育成医療納入金の額の改定(扶助費、委託料)			7-3	1
		療育の有効期間の延長の決定(扶助費、委託料)			12-1	1
		療育徴収金の額の改定(扶助費、委託料)			14-3	1
		入所等徴収金の額の改定			22	1
		育成医療納入金、療育徴収金等の減免			6	1
		266			受胎調節実地指導員の指定等に関する事務	受胎調節実地指導員の指定
受胎調節実地指導員の講習の認定	15-2、令7			7		
人工妊娠中絶手術結果の届出	25、令9			7		
受胎調節実地指導員の指定の取消	39-2			7		
269	精神障害者に対する指定医の診察及び措置入院に関する事務	申請等に基づき行われる指定医への診察命令、入院措置	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	27-1,29-1	7	
		入院措置の解除		29の4-1	7	
		仮退院の許可	40	7		
		仮退院者再入院届の提出	16-3	7		
		措置入院者死亡報告書の提出	8	7		

商工政策Ⅲ	368	雇用管理改善計画の認定等の事務	雇用管理改善計画の認定	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	8-1	1,5,6				
			雇用管理改善計画の変更の認定		9-1	1,5,6				
			雇用管理改善計画の認定の取消		9-2	1,5,6				
	370	障害者就業・生活支援センターの指定に関する事務	障害者就業・生活支援センターの指定	障害者の雇用の促進等に関する法律	33	1,4,6				
			障害者就業・生活支援センターの監督命令		35(31 準)	1,4,6				
			障害者就業・生活支援センターの指定の取消		35(32 準)	1,4,6				
観光	374	一般旅券の発給等に関する事務	旅券発給申請の受理	旅券法	3	6				
			旅券申請者の出頭免除		3-4,規則 3-1	6				
			旅券の作成		21 の 2,令 4-1-1	6				
			旅券渡航先追加申請の受理及び旅券への渡航先追加記載		8-1,8-3,21 の 2,令 4-1-2	6				
			旅券訂正申請の受理及び旅券記載事項の訂正		9-1,9-4,21 の 2,令 4-1-3	6				
			職権による旅券の再発行及び記載事項の訂正		21 の 2,令 4-1-4	6				
			旅券再発給申請の受理及び旅券の作成		10-1,10-3,21 の 2,令 4-1-5	6				
			旅券査証欄増補申請の受理及び査証欄の増補		12-1,12-3,21 の 2,令 4-1-6	6				
			旅券紛失・焼失届出の受理		17	6				
			旅券を発給しない場合等の通知		21 の 2,令 4-1-7	6				
			旅券返納命令の通知及び返納旅券の受理		21 の 2,19- 5 ,19-6,令 4-1-7	6				
			旅券の交付		7-1~3	6				
			旅券交付時の出頭免除		7-3,規則 6-3	6				
			私学振興		3	私立学校の設置等の認可に関する事務	私立学校の設置廃止、設置者の変更等の認可	学校教育法	4-1	1,3
							私立専修学校の設置等の認可		82 の 8-1	1,3
							私立各種学校の設置等の認可		83-2	1,3
私立学校の閉鎖命令	13	1,3								
私立専修学校・各種学校設置勧告	84-1	1								
私立専修学校・各種学校の教育停止命令	84-2	1,3								
私立学校の校長の届出	10	1								
私立学校の目的の変更等の届出	令 27 の 2、 27 の 3	1								
私立専修学校の学則変更等の届出	82-9	1								
4	学校法人等の寄附行為等の認可に関する事務	学校法人の寄附行為の認可		私立学校法	30-1	1,3				
		学校法人の寄附行為変更の認可			45	1,3				
		学校法人の解散の認可又は認定			50-2	1,3				
		学校法人の合併の認可			52-2	1,3				
		専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人に係る寄附行為の認可及び変更の認可			64-5	1,3				
		専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人に係る解散の認定及び合併の認可			64-5	1,3				
		専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人に係る合併の認可			64-6	1,3				
		学校法人及び準学校法人の組織変更の認可			64-6	1,3				
		仮理事、特別代理人の選任			49	1				
収益事業の停止命令	61	1,3								
学校法人の解散命令	62	1,3								
学校法人の寄附行為変更の届出	45	1								
専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人に係る寄附行為変更の届出	64-5	1								
登記の届出	令 1	1								
学校法人の破産等の届出	50-4	1								
専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人に係る破産等の届出	64-5	1								
私立学校審議会委員の任命	10	3								

	5	私立学校振興助成法に基づく監査報告等に関する事務	監査報告書の添付に係る許可	私立学校振興助成法	14-3	1
			収支予算書の届出		14-2	1
	6	助成を受ける学校法人に対する是正命令等	学校法人に対する質問検査	私立学校振興助成法	12-1	1
			収容定員是正命令		12-2	1,3
			予算変更勧告		12-3	1,3
			役員解職勧告		12-4	1,3
	7	学校及び学校法人に係る証明に関する事務	登録免許税の非課税に関する証明	登録免許税法施行規則	2	1
			特定公益増進法人に関する証明	所得税法施行令	217-1	1
			相続税の非課税に関する証明	租税特別措置法施行令	40の3	1
	市街地開発	554	土地区画整理事業に係る個人施行の認可等に関する事務	土地区画整理事業の個人施行の基準等	土地区画整理法	9-1,2,3
換地計画処分の届出					103-3,4	1,3,6,8
報告、勧告等					123	1,3,6,8
土地区画整理事業と農地等の関係の調整					136	1,3,6,8
土地区画整理事業の個人施行の認可申請					4-1	1,3,6,8
基準若しくは規約又は事業計画の変更の認可					10-1,3	1,3,6,8
施行者の変動に伴う規約の認可					11-4,7,8	1,3,6,8
土地区画整理事業の廃止及び終了の認可					13-1,2,4	1,3,6,8
換地計画の認可					86-1,4,5	1,3,6,8
換地計画の変更の承認					97-1	1,3,6,8
個人施行者に対する監督			124-1,2,3	1,3,6,8		
576		市街地再開発事業に係る個人施行者に対する施行認可等に関する事務	第一種市街地再開発事業の個人施行の認可	都市再開発法	7の9-1	6
			個人施行の認可の公告		7の15-1	6
			基準又は規約及び事業計画の変更の認可		7の16-1	6
			一人施行が数人の共同施行に変更された場合の規約の認可		7の17-4	6
			個人施行者の認可取り消し変動の届出		7の17-7	6
			個人施行者の変動等の公告		7の17-8	6
			審査委員の選任の承認		7の19-1	6
			第一種市街地再開発事業の終了の認可		7の20-1	6
	第一種市街地再開発事業の終了の認可の公告			7の20-2	6	
	促進を図る措置命令			124-2	6	
577	市街地再開発事業に係る市街地再開発組合の設立等に関する事務	市街地再開発組合設立の認可	都市再開発法	11-1	6	
		前倒し組合の認可		11-2	6	
		前倒し組合の事業計画の認可		11-3	6	
		認可の公告		19-1	6	
		前倒し組合認可の公告		19-2	6	
		理事長の指名等の届出		28-1	6	
		理事長の指名等の公告		28-2	6	
		定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更認可		38-1	6	
		定款・事業計画の変更認可の縦覧・公告		38-2	6	
		解散の認可		45-4	6	
579	市街地再開発促進区域における建築等の許可等に関する事務	建築の許可	都市再開発法	7の4-1		
		土地の立入の許可		60-1		
		建築物等の立入の許可		60-2		
		土地の試掘等の許可		61-1		
		土地若しくは物件の引き渡し又は物件の移転代行		98-2		
		再開発事業の計画の認定		129の3		
		再開発事業の計画変更の認定		129の5-1		
		地位の承継の承認		129の7		
		事業の改善命令		129の8		
		再開発事業計画の認定取り消し		129の9		

		違反行為に対する措置		7の5-1	
		違反行為に対する措置の公告		7の5-2	
		土地の買取の公告		7の6-2	
580	市街地再開発事業に係る権利変換計画の認可等に関する事務	権利変換計画の認可	都市再開発法	72-1	6
		権利変換計画の変更の認可		72-4	6
		特定建築者の決定の承認		99の3-3	6
		特定建築者の取り消しの承認		99の8-5	6
		管理規約の認可		133-1	6
		事業代行開始の決定		112	6
		審査委員の解任の承認		令4の2-3	6
582	高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定等に関する事務	高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定	高齢者の居住の安定確保に関する法律	30	1,8
		高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定の通知		32	8
		高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の変更認定		33-1	1,8
		高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の変更認定の通知		33-2	8
		高齢者向け優良賃貸住宅の目的外使用の承認		36	8
		認定事業者からの報告の徴収		37	8
		高齢者向け遊労賃貸住宅の地位の承継承認		38	8
		認定事業者への改善命令		39	8
		高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定の取消		40-1	8
		高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定の取消の通知		40-2	8
		終身賃貸事業の認可		56-1	1,8
		終身賃貸事業の認可の通知		59	8
		終身賃貸事業の変更の認可		60-1	1,8
		終身賃貸事業の変更の認可の通知		60-2	8
		終身賃貸事業の解約の申し入れに係る承認		62-1	8
		認可事業者に対する助言及び指導		69	8
		認可事業者からの報告の徴収		70	8
		終身賃貸事業の地位の承継の届出の受理		71-2	8
		終身賃貸事業の地位の承継承認		71-3	8
		認可事業者への改善命令		72	8
		終身賃貸事業の認可の取消		73-1	8
		終身賃貸事業の認可の取消の通知		73-2	8
		終身賃貸事業の廃止の届出の受理		74	8

3 市町村への支援措置

(1)適切な事務処理確保のための基本的支援措置

市町村職員研修会等の開催

県は、必要に応じて市町村職員を対象とした説明会・研修会等を開催し、適切な事務処理が確保されるための支援を行う。

事務処理マニュアル等の作成

事務の引継ぎに当たっては、必要に応じて事務処理マニュアル等を作成する。

条例等の整備に係る支援

移譲に伴い市町村が制定することとなる条例・規則等の整備に当たっては、必要に応じて助言等を行う。

移譲後の連絡体制の確保

県は、移譲後においても市町村の相談等に対して適切に対応するものとし、また、県・市町村間及び当該事務を所管する市町村間の連絡体制を確保するものとする。

(2)財源措置

市町村における事務処理に必要な経費は、地方財政法第28条の規定に基づき、「青森県移譲事務交付金交付要綱」により交付金で措置する。

(3)人的支援

事務権限の受入に際し、市町村からの要請に基づき、移譲事務の内容・移譲時期に応じて、「自治法派遣制度」、「人事交流制度」、「実務研修制度」の活用を図り人的支援を行う。

4 移譲手続きの取扱い

(1) 移譲の手順

移譲事務個別説明会の開催

移譲可能事務及び移譲検討事務については、市町村の要請に応じて、県は当該事務に係る個別説明会を開催し、事務処理に係る適切な情報伝達を行う。

希望調査

県は、移譲可能事務及び移譲検討事務について、市町村に対し受入に係る希望調査を行う。

調査においては、地方自治法第252条の17の2第3項の規定に基づく知事への要請に先立ち、移譲対象外事務についても希望調査する。

受入意向確認

県は、受入希望のあった移譲可能事務について当該市町村と個別に事前協議をした上で、移譲対象市町村を確定する。

法定協議

地方自治法第252条の17の2第2項に基づく法定協議に当たっては、移譲対象市町村に対して文書で協議を行う。

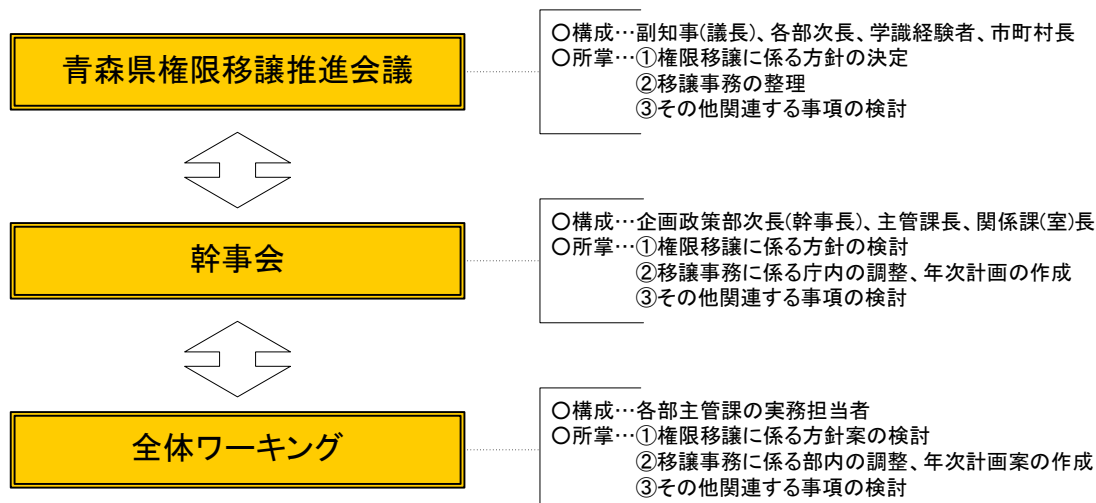
(2) 受入希望があった移譲検討事務及び移譲対象外事務の取扱い

県は、受入希望があった移譲検討事務及び移譲対象外事務について、原則として翌々年度からの移譲の可否を検討し、市町村に説明する。

5 計画の推進に向けて

(1) 推進体制

平成17年度から以下の体制により本計画を着実に推進する。



(2) 実施計画の策定

本計画の目標期間である平成18年度から平成22年度までの5カ年で着実に移譲を進めるため、平成17年度から平成19年度の各年度において、本計画4(1)に基づき、移譲事務及び移譲対象市町村を確定した実施計画を策定する。

(3) さらなる移譲に向けた今後の検討課題

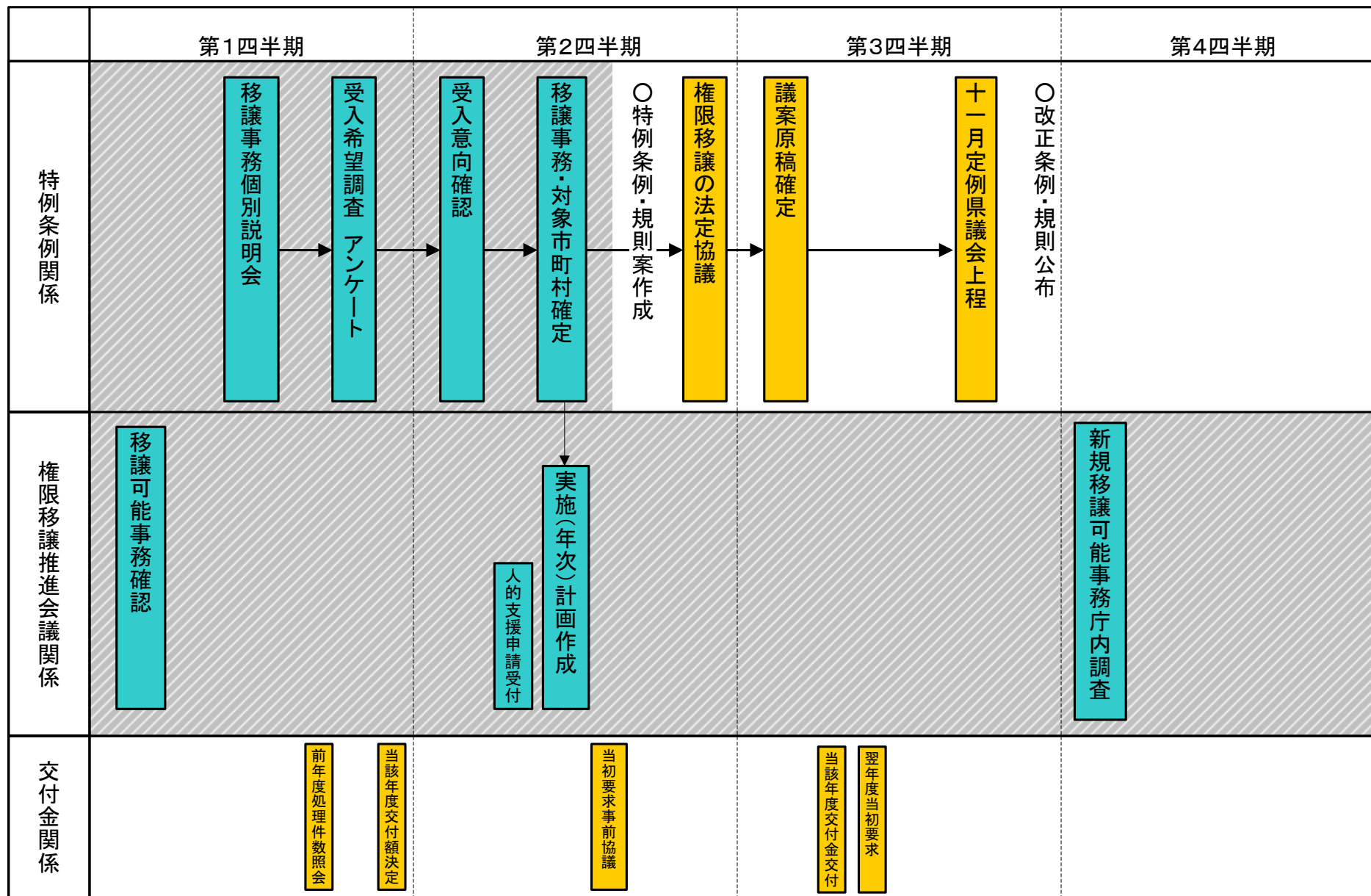
個別法に基づく権限移譲の検討

事務処理の特例条例によらない権限移譲として、市町村からの申出に基づいて、保健所設置市や福祉事務所設置町村、さらには特定行政庁(建築主事設置市町村)への移行など、個別法に基づく権限移譲については、行政効率の大幅な向上を期待することが可能であることから、国における議論の動向及び他の自治体の取組状況を踏まえつつ、県と市町村とで検討する。

移譲効果等の検証

権限移譲による影響・効果等について検証し、移譲事務の見直し又は移譲対象市町村の拡大等に向けた検討を行う。

(4)年間スケジュール



※ 網掛け(斜線)部分はH17～19年度の移譲年次計画作成に係る各年度のスケジュールを、その他の部分はH17年度以降の移譲手続きに係る各年度のスケジュールを表す。